令和８年度第２回和歌山県鉄鋼業最低賃金専門部会

議事録

開催日時 開催場所	令和８年１０月８日（木） 和歌山労働総合庁舎６階	１８時００分から １８時４０分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	定数３名 定数３名 定数３名	出席３名 出席３名 出席３名

事務局（玉置）

ただいまから第２回和歌山県鉄鋼業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は専門部会の全委員が御出席されておりますので、本部会が成立していることを報告いたします。また、審議に当たりまして、傍聴希望に係る公示を行いましたが、傍聴希望の申し入れがなかったことを御報告いたします。

第１回目でお配りしました資料№１の委員名簿ですが、大畑委員の現職名に誤りがございました。お詫びしますとともに、訂正版を机上に配付させていただいておりますので、差し替えをよろしくお願いいたします。

続きまして、他県の状況について報告させていただきます。

事務局（岡本）

前回、大阪と兵庫を御連絡させていただきましたが、実は福岡と北海道でも結審しているようでございます。福岡がプラス６２円の１，２３８円で、１２月１０日指定日発効となっております。９月２９日に北海道でも結審しているようでございまして、北海道がプラス５６円の１，１２１円で、１２月１日の指定日発効です。

他県の状況は以上でございます。

事務局（玉置）

はい。それでは以後の議事進行を和中部会長、よろしくお願いいたします。

和中部会長

委員の皆様、本日の審議よろしくお願いいたします。

それでは議題１、和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定の審議に入ります。前回は労使双方から基本的な考え方について御意見を承りました。本日は、前回の意見や事務局提出の資料を踏まえて、金額の御提示をいただき、審議を進めたいと思います。

なお、前回の審議では、労働者側からは物価の高騰が継続していること、今春闘においても引き続き賃上げ実績となっていること、さらに賃上げが必要であることと同時に鉄鋼業は和歌山にとって基幹産業であり、賃上げにより人材を確保する必要がある等、この内容を踏まえて、使用者側と認識を共有して審議してまいりたいという御説明をいただいたというふうに認識しております。

また、使用者側からは、海外における中国との競争が激しいこと、中東情勢によ

って海外の建材需要が減少していること、国内でのトレンドは、依然として低い水準が継続していること、また、カーボンニュートラルへの対応が依然、必要であることと、一方で若年層の賃金条件に対する意識の変化が見られ、賃上げのみが人材確保の手段とは言えない。ただし、賃上げの必要性については認識しているという御意見を承ったというふうに認識しております。

金額の提示に当たり、追加の御意見、御主張はございますでしょうか。

労働者側いかがでしょうか。

（意見等なし）

和中部会長

よろしいでしょうか。使用者側、いかがでしょうか。

（意見等なし）

和中部会長

よろしいですか。はい。それでは労使双方から具体的な金額の御提示をいただきたいと思いますが、事前の協議は必要ございませんでしょうか。

労働者側よろしいですか。

（意見等なし）

和中部会長

使用者側よろしいでしょうか。

（意見等なし）

和中部会長

はい。それでは、まず初めに労働者側から金額の御提示をお願いします。

久富委員

はい。それでは第２回専門部会に当たりまして、前回の使用者側の発言内容を踏まえた労働者側の考えと具体的な要求額を申し述べさせていただきます。第１回の専門部会におきまして、使用者側からは現在の鉄鋼業を取り巻く環境について率直な意見を伺いました。

中国の過剰供給や国内外の需要低迷、さらには脱炭素化に向けた大型投資など自助努力を超えるかつてない厳しい経営環境にあり、中長期的な好転が見通しづらい状況にあることについては、私たち労働者側も認識しているところであります。同時に、そうした極めて厳しい環境の中にあっても、インフレ対応や人材確保の観点から、鉄鋼業としても賃上げは行うべきであるという使用者側の前向きな発言をいただいたことに、まず御礼を申し上げます。

その際、若年層は給与以上に休日や労働環境を重視するなど、価値観が変化しているとの御指摘がありました。

確かに、ワークライフバランスや働きやすさの整備は非常に重要でありますが、それらは安心して生活できるベースとなる賃金が確保されていてこそ初めて生きてくるものであるというふうに労働者側は考えております。特に現在の急激な物価高騰下においては、日々の生活基盤を支える賃金の底上げこそが、他産業との人材獲得競争を勝ち抜き、若年層にこの産業で長く働きたいと思わせるための最も明確で力強いメッセージになると私たちは確信しております。

次に、具体的な水準の根拠となる地域別最低賃金との関係性についてであります。本年度の和歌山県の地域別最低賃金は、５６円、率にして５．３６％引き上げられ、１，１０１円と改定されました。仮にこの引き上げ率５．３６％を現在の鉄鋼最賃である１，１７０にそのまま当てはめた場合、算出される引き上げ額は約６３円となります。本来であれば労働者側として最低でもこの６３円の引き上げを目指すところではありますが、今回、私たちは先ほど申し上げました使用者側の直面されている厳しい経営環境と、この和歌山の鉄鋼産業を守り抜く持続可能性、そして全体のバランスが極めて難しいという使用者側の御指摘を重く受け止め、労働者側で慎重に議論を重ねてまいりました。

結論として、使用者側が苦渋の中で賃上げの必要性を認識されていることや、春闘での賃上げの流れ、地賃の５．３６％の改定、あと零細企業等を含めた底上げの必要性を総合的に勘案した具体的な要求金額として、現行の１，１７０円から６０円の引き上げとなる１，２３０円の改定を求めたいというふうに考えております。この６０円の引き上げ１，２３０円という水準は、先ほど申し上げました試算額である６３円を敢えて下回るものであり、現在の厳しい経営環境に最大限配慮した極めて現実的かつ責任ある提案であるというふうに考えております。同時に産業別基準としての優位性を確保するためのギリギリのラインであることも申し添えておきます。

和歌山の鉄鋼産業の未来と現場を支える人への投資のため、使用者側委員の皆さんの御理解をお願い申し上げまして労働者側からの発言といたします。

和中部会長

はい、ありがとうございます。

続きまして、使用者側からお願いできますでしょうか。

田中委員

はい。冒頭で部会長から御説明いただきましたけれども基本的な環境認識としては、前回申し述べたところに特に付け加えることはなくて、鉄鋼というのは非常に厳しいというところと、先ほどありましたけれども賃上げですね、人材確保のために重要な要素だということは十分に意識しております。

ただ一方で、若年層の価値観が変化してきていますので、賃金のみならず福利厚生ですとか、休日増ですとか、働き方の対応外の対応というのも同時に進めていきたいというふうに考えております。

それから、事前に使側でも協議したのですけれども、賃金改善の絶対額ですとか、賃金そのものの絶対値というのも上昇してきていますので、大企業のみならず中小事業者の方が付いてこられるのか、実際に対応できるかというところもよく考慮する必要があるのかなというふうに考えております。

以上の考えから、結論から申し上げますと鉄鋼最賃の引き上げの幅につきましては、前年度に対してプラスの４０円が妥当というふうに、今、使側としては考えております。

この４０円とした根拠というか理由ですけれども、常用労働者数が３０人未満の小規模の事業所を対象にした厚生労働省の令和８年度の賃金改定状況調査というものがございまして、そちらのデータも見て議論しまして賃金の上昇率がプラスの３．４％に当たるのですけれども、こちらを踏まえたものになります。

具体的には、前年度の鉄鋼最賃の１，１７０円に３．４％を掛けるとだいたい４０円になりますので、先ほど御提示した４０円というところは、これを根拠とした数字の提示となります。はい、以上です。

和中部会長

はい、ありがとうございました。

今お聞きした内容をまとめさせていただくと、労働者側からの御提示は、前年度より６０円アップの１，２３０円、使用者側からの御提示内容は、前年度から４０円アップの１，２１０円ということで、労働者側と使用者側では２０円の差異がございます。２０円ですので、この場で三者協議というのはなかなか難しいかなと思いますので、これより二者間協議を進めさせていただいてよろしいでしょうか。

（意見等なし）

和中部会長

二者間協議をさせていただく前にも、何か協議が必要かということであれば、それも考慮させていただきますが、それは特段よろしいでしょうか。

（意見等なし）

和中部会長

はい、わかりました。

そうしましたら、まずは労働者側の方にお話をお聞かせいただきたいと思いますので、使用者側はすみませんが、一旦御退室をお願いできますでしょうか。

（公労個別審議）
（公使個別審議）

和中部会長

では、再開させていただきます。まず個別に今意見をお聞きしましたけれど、ま

ずは労働者側からこの場で発言されることがありましたらお願いできますでしょうか。

久富委員
　先ほど個別会議の中でも言いましたので、本日はもうありません。

和中部会長
　はい、分かりました。次に使用者側からは、何か御意見等ございますでしょうか。

田中委員
　同様に、はい。

和中部会長
　わかりました。

石川委員
　今後、御検討される中で使用者側が示された数字の根拠、何の数字がどこにあるのかについて確認して、はっきりさせたほうが良いのではないかと思います。

和中部会長
　先ほどは使用者側からアップ率３．４％という数字を御提示されたと思うのですが、その数字の根拠というのは、本審第２回目に配付されました令和８年度中央最低賃金審議会関係資料抜粋という、この資料ですけれど。

久富委員
　地賃のですか。

和中部会長
　はい。

久富委員
　その資料は、持っていないです。はい。

和中部会長
　地賃の第２回審議会で配付された中央最低賃金審議会関係資料の抜粋というところの７ページ（※資料では黒色表示のページ）ですね。いわゆる産業計という、すべての産業の計のところのＢランクで一般パート計というところに、賃金上昇率３．４％という数字があります。そこを御確認いただければと。

石川委員
　第４表②というところですかね。

和中部会長

そうですね。第４表②、７ページ（※資料では黒色表示のページ）のところですね。

大川委員

①も②もそうですね。同じです。

和中部会長

はい。御確認いただいて、３．４というのは、そこの数字を根拠にされているということです。

久富委員

ちょっとよろしいですか。３．４と先ほどから言われているところの産業計というのは、どういったことでしょうか。

なんとなく分かったんですけど、今討論しているのが鉄鋼産業だと思うので、やはりその鉄鋼の上がり幅で話をしてもらわないと、産業を全体で見たら、それは分からないと思うんですよ。

例えばどこかが良くて、どこかが引っ張って、それで平均がその３．４だったら。もし鉄鋼が１０％、他の産業が１％だったら、やはり全然話が変わってくるので、そこは根拠にはならないのではないかなと。はい。

和中部会長

今、労働者側から３．４の数値についてのコメントが出ましたけれど、このあたりにつきまして、使用者側としてはいかがでしょうか。

田中委員

そうですね。今、まさにありました鉄鋼の優位性というのをどこまでどう考えるかという話だと思います。それはちょっと次回、改めて議論というか協議というか、一つあるのかなと思います。

和中部会長

わかりました。そうしますと、今のところ論点となる基準は、労使ともに絞れたと思います。

改めて本日御提示いただきました金額を申し上げさせていただきますと、労働者側は６０円アップの１，２３０円、使用者側は４０円アップの１，２１０円と両者の金額にはまだ乖離がありますので、本日の審議はここまでとさせていただいて、今議論させていただきました判断の基準について、それを踏まえて次回に持ち越して審議を続けさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（意見等なし）

和中部会長

では、議題２、「その他」ですが、委員の皆様方から何かございますでしょうか。

（意見等なし）

和中部会長

労働者側ございますでしょうか。使用者側はございませんか。

（意見等なし）

和中部会長

事務局から何かありますでしょうか。

事務局（玉置）

はい。次回の専門部会の開催ですが、これまでもお伝えしましたように、１０月１４日、水曜日、１８時からこの会議室でということで予定させていただいております。皆様、御出席予定ということでよろしいですかでしょうか。

（意見等なし）

事務局（玉置）

ありがとうございます。では、よろしくお願いいたします。

和中部会長

次回は１０月１４日、水曜日、１８時から、この会議室で開催いたします。

土日祝日を含めて、これより５日間ほど空きますので、労使双方、本日までの審議の状況を持ち帰っていただきまして、労使ともに意見の歩み寄りに向けてさらに御検討いただき、審議に臨んでいただきますようお願いいたします。

では、本日はこれを持ちまして専門部会を終了とさせていただきます。

委員の皆様方、お疲れさまでした。